



発行日 令和 7 年 1 0 月 1 5 日
(毎月 1 ・ 1 5 日 発行)
発行番号 第 1 8 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
電話番号(代) 0 7 7 - 5 6 3 - 1 2 3 4

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	2
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）	3

◎ 告 示

令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱（こども若者政策課）	9
草津市妊婦健康診査等事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	12
アーバンデザインセンターみなくさ活動支援補助金交付要綱（草津未来研究所）	12
公示送達について（介護保険課）	19
公示送達について（納税課）	20

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	23
差押財産の公売について（納税課）	24
国土調査による地図および簿冊の作成について（土木管理課）	25
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	26
地区計画の原案の縦覧について（都市地域戦略課）	26
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	27

◎ 議 会 規 則

草津市議会傍聴規則の一部を改正する規則（議会事務局）	27
----------------------------	----

◎ 教育委員会告示

草津市教育情報化推進懇談会開催要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	28
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	30
草津市教育委員会定例会の期日の変更について（教育総務課）	30

◎ 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表について	30
----------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	31
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	32
--------------------------------	----

草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	32
草津市指定下水道工事店の代表者の異動 について（上下水道総務課）	32

規 則

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 5 3 号

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の給与に関する規則（昭和 4 0 年草津市規則第 1 2 号の 2）を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 9 条 《現行どおり》 （勤勉手当の成績率） 第 4 0 条 法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員の直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。）の結果および基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、当該各号に定める割合以下において、任命権者が別に定めるものとする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 <u>1 0 0 分の 3 1 5</u> (2) 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年草津市条例第 2 号）第 7 条の給料表の適用を受ける職員 <u>1 0 0 分の 2 6 2. 5</u>	第 1 条～第 3 9 条 《省略》 （勤勉手当の成績率） 第 4 0 条 法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員の直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。）の結果および基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>1 0 0 分の 1 0 5 以上 1 0 0 分の 3 1 5 以下</u> イ 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> ウ 勤務成績がやや良好でない職員およびやや劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 6 以上 1 0 0 分の 1 0 5 未満</u> エ 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 6 未満</u> (2) 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年草津市条例第 2 号）第 7 条の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>1 0 0 分の 8 7. 5 以上 1 0 0 分の 2 6 2. 5 以下</u>

改正後	改正前
《改正前を削る》	<u>イ 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の87.5</u>
《改正前を削る》	<u>ウ 勤務成績がやや良好でない職員およびやや劣る職員 100分の78.5以上100分の87.5未満</u>
《改正前を削る》	<u>エ 勤務成績が劣る職員 100分の78.5未満</u>
第40条の2～第44条 《現行どおり》	2 前項の場合において、職員の成績率は、人事評価の結果が当該職員より上位である職員（市長の定める者に限る。）の成績率を超えてはならない。
別表第1～別表第3 《現行どおり》	3 第1項の場合において、職員の成績率を定めるときは、直近の人事評価の結果が定められた理由その他参考となる事項を考慮するものとする。
別記様式第1号～別記様式第6号 《現行どおり》	4 第1項第1号アおよび同項第2号アに掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。
	第40条の2～第44条 《省略》
	別表第1～別表第3 《省略》
	別記様式第1号～別記様式第6号 《省略》

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（令和7年9月24日掲示済み）

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第54号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年草津市規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 6 条 《現行どおり》 第 1 6 条の 2 《現行どおり》 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第 1 6 条の 3 《現行どおり》 2 草津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年草津市条例第 5 号）<u>第 2 2 条第 2 項に掲げる時間の範囲内で請求する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護時間については、1 日につき</u>2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 第 1 6 条の 4～第 2 5 条 《現行どおり》 （条例第 1 5 条の 3 第 2 項の規則で定める期間） <u>第 2 5 条の 2</u> 条例第 1 5 条の 3 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。 第 2 6 条～第 3 1 条 《現行どおり》 別表第 1～別表第 3 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 6 条 《省略》 第 1 6 条の 2 《省略》 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した</u>4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第 1 6 条の 3 《省略》 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した 2 時間</u>（草津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年草津市条例第 5 号）<u>第 2 2 条の規定による</u>部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日<u>については、当該</u>2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 第 1 6 条の 4～第 2 5 条 《省略》 《改正後に新設》 第 2 6 条～第 3 1 条 《省略》 別表第 1～別表第 3 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《省略》

（草津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第 2 条 草津市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年草津市規則第 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》 （育児短時間勤務に係る書面の交付） 第 1 1 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した書面を交付しなければならない。<u>ただし、第 1 号および第 3 号に掲げる場合において、失効し、または取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間および承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の</u>	第 1 条～第 1 0 条 《省略》 （育児短時間勤務に係る書面の交付） 第 1 1 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

改正後	改正前
<u>1 週間当たりの勤務時間および期間の末日と同一である場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。</u> (1)～(3) 《現行どおり》 第 12 条 《現行どおり》 (部分休業の承認の<u>請求等の手続</u>) 第 13 条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出および同条第 3 項の規定による変更は、部分休業簿</u>（別記様式第 5 号）により行うものとする。 2 《現行どおり》 第 13 条の 2 《現行どおり》 (条例第 21 条第 2 号の市長が定める非常勤職員) 第 13 条の 3 条例第 21 条第 2 号の市長が定める非常勤職員は、第 3 条の 3 各号に掲げる非常勤職員とする。 (部分休業に係る子の養育状況の変更の届出) <u>第 14 条</u> 第 5 条の規定は、部分休業について準用する。 <u>第 15 条</u> 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》 別記様式第 5 号（第 13 条第 1 項関係） (別添 1－1 のとおり)	(1)～(3) 《省略》 第 12 条 《省略》 (部分休業の承認の<u>請求手続等</u>) 第 13 条 部分休業の承認の請求は、<u>請求書</u>（別記様式第 5 号）により行うものとする。 2 《省略》 第 13 条の 2 《省略》 (条例第 21 条第 2 号の市長が定める非常勤職員) 第 13 条の 3 条例第 21 条第 2 号の市長が定める非常勤職員は、第 3 条の 3 各号に掲げる非常勤職員で、<u>1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの</u>とする。 《改正後に新設》 <u>第 14 条</u> 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》 別記様式第 5 号（第 13 条第 1 項関係） (別添 1－2 のとおり)

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第 3 条 草津市職員の給与に関する規則（昭和 40 年草津市規則第 12 号の 2）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 19 条 《現行どおり》 (返納の事由および額等) 第 19 条の 2 条例<u>第 15 条第 7 項</u>の規則で定める事由は、通勤手当（1 か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 月の中途において法第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、専従許可を受け、<u>育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、</u>公益的法人等派遣条	第 1 条～第 19 条 《省略》 (返納の事由および額等) 第 19 条の 2 条例<u>第 15 条第 4 項</u>の規則で定める事由は、通勤手当（1 か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)～(2) 《省略》 (3) 月の中途において法第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、専従許可を受け、<u>育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、または法第 29 条の規定により停職にされた場合(これらの期間の</u>

改正後	改正前
例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、または法第 2 9 条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日に属する月または翌月に復職し、または職務に復帰することとなる場合を除く。)。 (4) 《現行どおり》 2 ～ 3 《現行どおり》 第 1 9 条の 3 ～第 4 4 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 3 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》	初日に属する月または翌月に復職し、または職務に復帰することとなる場合を除く。)。 (4) 《省略》 2 ～ 3 《省略》 第 1 9 条の 3 ～第 4 4 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 3 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》

付 則
この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別添 1－1

様式第 5 号（第 1 3 条第 1 項関係）

（第 1 面）

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度		
所属	氏名		
1 請求に係る子	氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
2 申出	申出月日	申出の内容 (①または②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例で定める時間（1 0 日相当）を超えない範囲内
	月 日		
3 変更（第 1 回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情
	月 日		
3 変更（第 2 回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情
	月 日		
4 備考			

(注)

1 申出、変更または請求に係る子の氏名、職員との続柄等および生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師または助産師が発行する出生（産）証明書、親子（母子）健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書または養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書または証明書等（写しても可）

2 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 4 面を用いること。

3 第 1 号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第 3 面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

(第2面)

____ 年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者印	所属長	備考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間				
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			

(※印の欄は職員が記入または確認する。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

____ 年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間		※ 請求者印	所属長	備考
	月 日	時 間			
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで			

(※印の欄は職員が記入または確認する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号部分休業の時間数

時間 分

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間		※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者印	所属長	備考
	月 日	時 分						
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
17	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
18	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
19	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
20	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			

(※印の欄は職員が記入または確認する。)

別添 1-2

様式第5号(第13条第1項関係)

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

職

請求者 所属

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

職名

氏名

1 請求に係る子

氏名

続柄

生年月日 年 月 日生

2 請求期間及び時間

期間

時間

年 月 日から □ 毎日 午前 時 分～ 時 分

年 月 日まで □ その他 () 午後 時 分～ 時 分

年 月 日から □ 毎日 午前 時 分～ 時 分

年 月 日まで □ その他 () 午後 時 分～ 時 分

3 備考

(注)① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄および生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。

② 請求に係る子について職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を備考欄に記入すること。

③ 部分休業の承認が職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

④ 該当する□には、レ印を記入すること。

※任命権者記入欄

□ 承認

受理年月日 年 月 日

決裁年月日 年 月 日

□ 不承認

決裁欄

課長

係長

担当

所属員

(裏面)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長	係長	備考
	午前	午後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

告 示

草津市告示第 276 号

令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 26 日

草津市長 橋 川 渉

令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 児童育成クラブにおける性被害防止のための対策とすることを目的とする事業を実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業所のうち、性被害防止のための対策に取り組む民間施設に対し、予算の範囲内において令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第 2 条 補助対象事業は、児童育成クラブが実施する「放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」（令和 7 年 4 月 24 日こ成環第 195 号こども家庭庁長官通知の別紙）に定める事業とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表で次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 施設（事業所）ごとに、左欄に定める基準額と中欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に右欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

(交付申請書の添付書類)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付

申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金所要額調査（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類（実績報告書の添付書類）

第 5 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、令和 8 年 4 月 10 日までとする。

- (1) 令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金精算額調査（別記様式第 2 号）
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類（交付の条件）

第 6 条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けなくて、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税

額が 0 円の場合を含む。) には、速やかに令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書(別記様式第 3 号)を市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。

- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 2 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 5 条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第 6 条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第 3 条関係)

基準額	対象経費	補助率
1 支援 の単位 当たり 1 0 0 , 0 0 0 円	児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、補助金および交付金	3 / 4

別記
様式第 1 号（第 4 条第 1 号関係）

令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金所要額調書

施設名：_____
支援単位数：_____

対象経費総額①	寄附金その他収入額②	差引額③ (①－②)	補助基準額④	選定額⑤ (③と④を比較して 少ない方の額)	補助金申請額⑥ (選定額⑤×3/4) (千円未満切捨て)

様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係）

令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金精算額調書

施設名：_____
支援単位数：_____

対象経費総額①	寄附金その他収入額②	差引額③ (①－②)	補助基準額④	選定額⑤ (③と④を比較して 少ない方の額)	補助金精算額⑥ (選定額⑤×3/4) (千円未満切捨て)

様式第 3 号（第 6 条第 7 号関係）

第 号
年 月 日

草津市長 宛

施設所在地
法人名
施設名
代表者 印

令和 7 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱第 6 条第 7 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
- 3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和 7 年 9 月 26 日揭示済み）